

伊勢原市重層的支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4第1項の規定に基づき、複雑化・複合化する地域生活課題に対する支援を必要とする者及びその者の属する世帯(以下「支援対象者等」という。)に対する適切な支援を図るために実施する伊勢原市重層的支援体制整備事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所又は居所を有する支援対象者等とする。

(事業実施)

第4条 実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第106条の4第2項第1号に規定する包括的相談支援事業
- (2) 法第106条の4第2項第2号に規定する参加支援事業
- (3) 法第106条の4第2項第3号に規定する地域づくり事業
- (4) 法第106条の4第2項第4号に規定するアウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 法第106条の4第2項第5号に規定する多機関協働事業
- (6) 法第106条の4第2項第6号に規定する支援プランの作成
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援対象者等の支援に関し市長が必要と認めるもの

(会議の設置)

第5条 事業を推進するため、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 法第106条の6第1項に規定する支援会議(以下「支援会議」という。)
- (2) 重層的支援会議

(支援会議)

第6条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等に対する支援を図るために必要な情報の共有
- (2) 支援対象者等が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議に必要と認められる事項

2 支援会議の構成員は、協議する内容により、次に掲げる者のうちから必要な者を市長が選任する。

- (1) 福祉関係課及びその関係機関
 - (2) 保健医療関係課及びその関係機関
 - (3) 介護関係課及びその関係機関
 - (4) 子育て支援関係課及びその関係機関
 - (5) その他市長が必要と認める関係課及びその関係機関
- 3 支援会議は、市長が必要に応じて招集する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(重層的支援会議)

第7条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等の支援に関するプランの協議
 - (2) 前号に規定するプランのモニタリング及び終結時の評価
 - (3) 社会資源の把握及び開発に向けた検討
 - (4) その他重層的支援会議において必要と認められる事項
- 2 重層的支援会議の構成員は、協議する内容により、次に掲げる者のうちから必要な者を市長が選任する。
- (1) 福祉関係課及びその関係機関
 - (2) 保健医療関係課及びその関係機関
 - (3) 介護関係課及びその関係機関
 - (4) 子育て支援関係課及びその関係機関
 - (5) その他市長が必要と認める関係課及びその関係機関
- 3 重層的支援会議は、市長が必要に応じて招集する。
- 4 市長は、重層的支援会議において支援対象者等に関する情報の共有をすることについて、支援対象者等の同意を得なければならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、法第106条の6第6項の規定により、正当な理由なく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 重層的支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、重層的支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 支援会議及び重層的支援会議の庶務は、事業の所管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月31日告示第89号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。